

令和5年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年9月14日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第8号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第48号 寺泊老人ホーム組合の解散について
- 第 7 議案第49号 寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について
- 第 8 議案第50号 令和4年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第51号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第52号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第53号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第54号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第55号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第56号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第57号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第58号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第59号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第60号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第61号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	加藤修三	8番	島明日香
9番	小黒博泰	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
建設課参事	寺尾勉
教育課参事	吉岡育子
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和5年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、8月10日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、小黒博泰議員及び1番、仙海直樹議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの9日間に決定しました。

◎議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第6号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり所管の委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりに提出がありました。

次に、去る8月4日、新潟県自治会館2階役員室において、令和5年度新潟県町村議会議長会第2回臨時総会が開催され、出席してまいりましたので、お手元に配りましたとおりにご報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。小黒博泰議員から去る8月4日に開催された町村議会議員研修会について、お手元に配りましたとおりに報告書の提出がありました。

そして、小黒博泰議員から去る8月29日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会について、定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

◎議会報告第8号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（三輪 正） 日程第5、議会報告第8号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、3番、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員会調査報告。

当委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名、産業と観光及び福祉問題について、令和5年8月25日、出雲崎町中央公民館2階広場にて午後3時30分から調査を行いました。出席者は、社会産業常任委員5名、議会事務局長、農業委員4名、農地利用最適化推進委員5名、矢島産業観光課長ほか担当2名、合計18名です。

調査は、農業の諸問題についての調査。まず初めに、産業観光課、矢島課長から出雲崎町における持続可能な農業に向けた基本的な考え方について説明を受け、南波係長から法人の概要、農地所有適格法人（出雲崎町全域）、水稻生産、地区割りのイメージ（案）の説明があり、具体的取組として法人設立の検討、準備、作業ということ、1、法人の設立構想について、2、作業受託協議会の取組について、3、園芸協議会の取組について説明を受けました。

社会産業常任委員からは以下のような意見がありました。出雲崎作業受託協議会及び出雲崎園芸協議会に対して国の交付金は幾らか。事前に行った農業者への意向対象者は5ヘクタールから10ヘクタール以上の農業者12名だが、現実に困っているのは1ヘクタール以下、さらに0.3ヘクタールから0.4ヘクタールだと思う。法人の必要性を強く進めるように求める。もうかる農業の取組は大事であるが、出し手の方の取組も考えることが大事である。ドローン免許証取得の年齢制限はあるのか。中山間地農業ルネッサンス推進事業の概要の中で、園芸品目植付けで山菜、フキノトウが挙げられているが、当町は竹林がたくさんあるので、園芸品目に挙げて検討してもらいたい。

農業委員会からの意見は、今回のような意見交換会をやっていただき、さらに持続可能な農業について議員の皆さんと一緒に頑張っていきたい。

以上、社会産業常任委員会の閉会中所管事務調査報告といたします。

社会産業常任委員長、中野勝正。

○議長（三輪 正） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第48号 寺泊老人ホーム組合の解散について

議案第49号 寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

○議長（三輪 正） 日程第6、議案第48号 寺泊老人ホーム組合の解散について、日程第7、議案第49号 寺泊老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号及び議案第49号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

2つの議案は、寺泊老人ホーム組合の解散に伴うものであり、同組合の解散及び解散に伴う財産処分について長岡市と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

寺泊老人ホーム組合は、令和6年3月31日に解散することとして、今後構成団体である長岡市と出雲崎町で協議を行うこととなりますが、そのためには同組合の解散及び解散に伴う財産処分について、両議会の議決が必要となります。

なお、協議終了後は新潟県に対して組合解散の届出書を提出いたします。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。最初に、議案第48号から行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第49号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号及び議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第48号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第49号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第48号から行います。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号 令和4年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第54号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第55号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳
出決算認定について

議案第56号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第57号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第58号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認
定について

○議長（三輪 正） 日程第8、議案第50号 令和4年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定につい
て、日程第9、議案第51号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第10、議案第52号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て、日程第11、議案第53号 令和4年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て、日程第12、議案第54号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て、日程第13、議案第55号 令和4年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について、日程第14、議案第56号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について、日程第15、議案第57号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて、日程第16、議案第58号 令和4年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号から議案第58号まで、令和4年度各会計の
決算認定につきまして一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第50号を説明をいたします。令和4年度の一般会計予算は、当初予算34億円に前年
度からの繰越明許費8,986万3,000円を加えまして、34億8,986万3,000円でスタートいたしました。
途中11回の補正予算で3億7,214万8,000円を追加いたしまして、最終予算規模は38億6,201万
1,000円となりました。

決算額は、歳入総額は38億3,087万2,000円、歳出総額は36億6,664万5,000円となり、歳入歳出差
引額は1億6,422万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,566万8,000円を除くと、実質収支額は

1億3,855万9,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べまして1億1,022万円、2.8%の減となっておりますが、減額の主な要因は、地方交付税の減、臨時財政対策債の減です。一方、国庫支出金、諸収入等は増額となっております。

歳入の主なものとしたしましては、多い順から地方交付税額は17億8,795万5,000円、歳入総額に占める割合は46.7%となっております。次いで、国庫支出金が5億1,166万6,000円、同13.4%、町税が4億3,495万2,000円、同11.4%、県支出金が3億7,704万6,000円、同9.8%の順であります。

歳入を特定財源と一般財源とに分けて見ますと、町税や地方交付税などの一般財源は28億3,160万6,000円、歳入全体の割合は73.9%となり、昨年度より2.1ポイント増加いたしました。一方、国、県支出金、地方債などの特定財源は9億9,926万6,000円、同じく26.1%となっております。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。歳出決算額は、前年度に比べまして1億1,913万円、3.1%の減となりました。減少しました主な要因は、財政調整基金への積立金の減などによるものであります。

歳出の主なものは、民生費が8億2,872万3,000円、歳出全体に占める割合は22.6%でございます。続いて、総務費が6億5,277万4,000円で、同じく17.8%であります。土木費は4億4,895万円、同じく12.2%、公債費は3億9,043万1,000円、同じく10.6%の順となっております。

歳出決算を性質別で見た場合におきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は14億9,460万7,000円、構成比は40.7%で、前年度より0.1ポイント増となっております。

投資的経費におきましては、普通建設事業費が2億7,674万3,000円、構成比は7.5%、前年度比1.1ポイントの減となりました。

町債の令和4年度末の現在高は27億8,284万3,000円です。前年度より2億4,463万円減少しております。

地方債別の年度末残高におきましては、臨時財政対策債が11億2,236万2,000円、次いで過疎対策事業債が11億2,197万2,000円となっております。

また、財政健全化法に基づきます5つの指標数値は、本町は全ての指標におきまして特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めますところの地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第51号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度末におきます被保険者数は631世帯、940人で、前年度より世帯数は10世帯減少しました。被保険者数では17人減少しております。これは、団塊世代の後期高齢者への移行が主な要因であります。

歳入では、国保税の収納総額は8,529万2,000円、前年度より約60万円減額しました。現年度分の収納率は、前年度と同じ98.2%でありまして、滞納繰越分を合わせました収納率は96.8%で、前年

度より0.7ポイント増加しました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は3億4,896万4,000円となりまして、前年度より4,520万円減額をいたしました。

一方、歳出におきましては、総務費が1,609万6,000円、前年度より約1,150万円減額しましたが、これは事務処理標準システム導入経費分になります。保険給付費は3億4,085万5,000円、前年度より約2,700万円、7.3%減少いたしました。また、県に納めました保険事業費納付金は1億89万1,000円、前年度より約790万円、7.3%減少いたしました。基金の積立金は2,620万円を積み立てまして、年度末現在高は1億1,989万9,000円となりました。

これらによりまして、令和4年度本会計の決算額は、歳入総額は5億2,976万6,000円、歳出総額は4億9,222万6,000円、歳入歳出の差引額、実質収支額ともに3,754万円の黒字決算となっております。

次に、議案第52号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度末におきます第1号被保険者数は1,740人で、前年度より14人減少となっており、そのうち要介護・要支援認定者数は305人で、認定者の割合は17.5%となり、前年度より0.7ポイント減少しております。高齢化率が高くなっているものの、ほぼ横ばいを維持しております。

歳入では、介護保険料が1億1,376万3,000円、収納率は前年度と同じく99.9%であり、その他の歳入では、決算額の多いほうから国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出におきましては、保険給付費が5億5,664万7,000円、前年度より約1,980万円、3.4%減少いたしました。居宅介護サービス給付費が約1,100万円、施設介護サービス給付費が約900万円減額した一方、地域密着型の介護サービス給付費が約250万円増額しています。また、地域支援事業費が3,674万6,000円で、介護予防・生活支援サービス事業費の減により約390万円、9.6%減少いたしました。基金の積立金は1,024万1,000円を積み立てまして、年度末現在高は1億2,354万円となりました。

これらによりまして、令和4年度の本会計の決算額は、歳入総額は6億9,527万3,000円、歳出総額は6億4,800万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,726万6,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第53号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度末の被保険者数は1,042人で、前年度より9人増加しています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,402万円、収納率は100%となっております。前年度より226万3,000円、4.9%減少いたしました。その他、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が6,085万円で、前年度より約220万円減額となっております。

これらによりまして、令和4年度の本会計の決算額は、歳入総額6,428万3,000円、歳出総額は

6,325万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに103万3,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第54号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度は、尼瀬地内の配水管布設替え、やまや団地の配水管の新設を実施いたしました。また、川西地区の浄水場の整備や井戸ポンプの取替えを行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和4年度本会計の決算額は、歳入総額は2億1,424万8,000円、歳出総額は2億714万7,000円、歳入歳出差引額は710万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第55号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和4年度の本会計の決算額は、歳入総額は1,278万4,000円、歳出総額は1,136万1,000円、歳入歳出差引額142万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第56号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度では、出雲崎地区に統合いたしました松本処理場の機器類の撤去工事を行いました。また、2処理区の維持管理を実施しております。

これらによりまして、令和4年度本会計の決算額は、歳入総額は1億2,984万2,000円、歳出総額は1億2,429万円、歳入歳出差引額は555万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額、黒字決算となっております。

次に、議案第57号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、マンホールポンプ場の汚水ポンプ更新や久田浄化センターの設備修繕を行いました。このほか、例年と同様に施設の維持管理や起債の償還をしております。

これによりまして、令和4年度の本会計の決算額は、歳入総額は2億2,404万4,000円、歳出総額は2億1,605万1,000円、歳入歳出差引額799万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は170万円であります。これによります実質収支額は、629万3,000円の黒字決算となっております。

終わりに、議案第58号の宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和4年度は、第2期のやまや団地の用地買収、造成工事を実施いたしました。

これによりまして、令和4年度の本会計の決算額は、歳入総額が2,045万8,000円、歳出総額は1,088万8,000円、歳入歳出差引額は957万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は910万円でありまして、これによる実質収

支額は47万円の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧をいただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫） 代表監査委員の関川でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまより令和4年度出雲崎町の各会計の決算審査についてご説明させていただきます。お手元の意見書、表紙から2枚めくっていただき、1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和4年度出雲崎町一般会計決算。ここでお願いです。ご説明全般にわたって、以下、この場では各会計の「令和4年度出雲崎町」の部分を割愛させていただくことにご理解いただきたいと思います。続けさせていただきます。国民健康保険事業特別会計決算、介護保険事業特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、簡易水道事業特別会計決算、特定地域生活排水処理事業特別会計決算、農業集落排水事業特別会計決算、下水道事業特別会計決算、住宅用地造成事業特別会計決算、以上、一般会計と8つの特別会計決算です。

2、審査の期間。令和5年7月25日から令和5年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を、関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査と結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等及びその附属書類は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に関わる事務処理についても適正に行われていると認められました。

一般会計の決算規模は、歳入38億3,087万2,000円、歳出36億6,664万5,000円となり、前年度に比べ歳入で1億1,022万円、歳出で1億1,913万円と、ともに減額になりました。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策への国庫支出金の減によるものです。実質単年度収支は1億1,594万3,000円の黒字となり、国や地方では厳しい財政状況にありますが、本町では堅実な財政運営が行われているものと考えます。

次のページに移りまして、二重丸のところから始まります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下、財政健全化法と言いますが、この法に基づく町の財政健全化及び公営企業の経営健

全化の審査についてです。

審査に付された下記にある①、実質赤字比率から④、将来負担比率までの4項目の比率、以下、健全化判断比率と言います。そして、その次の⑤、資金不足比率についての各比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかについて主眼を置き、審査を行いました。その結果、各比率の算定までの経緯は適正であったことを確認いたしました。

次に、比率でございます。健全化判断比率について、この①の実質赤字比率から④の将来負担比率までの4項目の比率においては、それぞれに財政健全化法に基づく運営状況の節目を示す一定基準が設定されており、いずれかの項目で算定された値が注意信号となる早期健全化基準、以下、国の基準と言いますが、これ以上となった場合、計画を策定し、自主努力により財政の健全化に取り組むこととなります。

各比率の状況は以下のとおりです。①、実質赤字比率は、実質収支が黒字ですので、比率は算定されません。健全であると判断されます。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、三角印の6.02%です。括弧内は前年度の比率です。以降、審査意見書では各比率において黒字等により算出されない場合は、値に三角をつけて参考値として表します。なお、赤字である場合の本町に適用される国の基準は15%です。

②、連結実質赤字比率は、同じく黒字ですので、比率は算定されません。健全であると判断されます。参考値は三角の10.66%です。赤字である場合の本町に適用される国の基準は20%です。

③、実質公債費比率は、前年度より0.3%減少して8.9%となりました。本町に適用される国の基準は25%であり、健全な数値と判断されます。なお、この25%手前には起債借入れに許可が必要な比率帯がありますが、これも下回っております。

④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、比率は算定されません。良好な数値となっております。マイナスですので、参考値は三角の92.9%です。将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350%としております。

続けて、ページ移りまして、一重丸です。公営企業の経営状況を見る経営健全化の判断比率についてです。⑤、資金不足比率についても先ほどと同様の基準が設定されておりまして、算出された比率がこの基準以上となった場合は、健全化への計画を定めることとなります。公営企業における資金不足比率については、おのおのの特別会計全てにおいて資金不足が生じないため、比率は算定されず、健全な範囲内でありました。黒字ですので、各特別会計の比率の参考は次のとおりです。特別会計は省かせていただきます。簡易水道事業、三角の7.3%、特定地域生活排水処理事業、三角の22.6%、農業集落排水事業、三角の16.6%、下水道事業、三角の13.1%、住宅用地造成事業、三角の100.2%。いずれの特別会計も赤字である場合の国の基準は20%です。

以上、①から⑤の審査について述べました。本町では、これらの項目全てにおいて黒字または国

の基準を下回っており、健全な数値となっております。

次に、第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

(1)、街なみ環境環境開発基金。

(2)、奨学金貸与基金。

2、審査の期間。令和5年7月25日から令和5年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の残高証明書、運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の関係書類等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められました。

以上、決算審査について述べさせていただきました。おのおの項目の詳細は、5ページ以降にございますので、後ほどご覧ください。

最後に、まとめでございます。次のページをご覧ください。ここは読みます。出雲崎町令和4年度決算審査意見、総評。これまでのご説明のとおり、令和4年度の一般会計、特別会計決算及び各基金運用状況等は、適正に予算執行されており、その事務処理も適正に行われていると認められます。繰り返しますが、実質単年度収支は1億1,594万3,000円の黒字であり、過年度からの推移を見ても堅実な財政運営が行われているものと考えます。財政健全化及び公営企業における経営健全化については、各項目の比率がいずれも黒字、もしくは早期健全化基準の比率、国の基準を下回っており、健全財政が保たれているものと認められます。ただ、幾つかの指標の中で財政力指数においては、ここのところ0.01ずつ減少しているところが少し気になるところでございます。

次に、今回の監査、審査を通して確認した幾つかの事項について述べます。

1、人口対策では、町の住宅地造成による成果に加え、空き家等の定住、移住活用への改築助成支援も着実に実績を重ねています。また、子育て世代間の交流においては、利用者の発信効果により、近隣自治体からの多世代交流館の利用者も多くおられます。これは、利用者からの信頼を得た成果と考えられます。このことは、本町への定住、移住の検討へとつながるソフト面の効果としての期待もあります。

2、ふるさと納税では、令和4年度は多くの自治体が最高を更新している中であって、本町ではこの競争に置いていかれている状況にあります。知名度のあった事業所の閉鎖という厳しい現状ではありますが、今後の戦略に大いに期待するところです。

3、生活基盤の確保においては、機能更新の事業が進められております。簡易水道では、導水管整備により水源同士の混合が可能となり、大門、川西等の供給該当地区では、水質検査数値等が示すとおり、一層の水質向上と水源確保が図られました。

以上、主な事項を述べました。

また、ここでの記述はありませんが、後期高齢者の年間1人当たりの医療費は県内平均より低い状況が続いております。これについて、53ページ下段に記述がありますので、後ほどご覧ください。

最後に、今世界では終わりの見えないウクライナ紛争、止まりそうもない物価の上昇等、不安定な経済の中にあります。このような状況においても、町民が安心して心豊かに暮らせる町政運営が継続されるよう願うものでございます。

以上、出雲崎町令和4年度決算審査の総評でございます。

これで終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第58号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第58号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第50号から議案第58号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時15分)

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（三輪 正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第59号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（三輪 正） 日程第17、議案第59号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。歳出予算の主なものを申し上げますと、2款の総務費、1項総務管理費、15目燃料購入費等助成事業費では、助成事業関係費用を計上いたしました。

3項の戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードのローマ字表記への対応のため、システム改修費用を計上いたしました。

3款の民生費、1項社会福祉費では、1目、2目、5目で令和4年度事業費確定によりますところの精算で、補助金または負担金の返還金を計上いたしました。

6目の保健福祉総合センター管理費では、施設修繕料を追加いたしました。

2項の児童福祉費では、1目、2目、4目で令和4年度事業費確定をいたしましたところによる精算で、補助金または負担金の返還金を計上いたしました。

4款の衛生費、1項保健衛生費、7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料を追加いたしました。

8款の土木費、5項の住宅費、1目の住宅管理費では、施設修繕料を追加いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。16款の国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしました。

20款の繰入金では、財政調整基金繰入を減額しておりますし、介護保険事業の特別会計繰入金の追加をいたしております。

21款の繰越金では、前年度繰越金を追加いたしました。

23款の町債では、臨時財政対策債を減額いたしております。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5,715万1,000円を追加いたしまして、予算総額を36億1,985万5,000円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、発行可能額の決定によりまして、臨時財政対策債の起債の限度額を減額しております。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。予算書242、243ページをお願いいたします。2款総務費、1項15目燃料購入費等助成事業費でございます。燃料購入費等助成事業に係る諸費用を計上させていただきました。8月の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

3款1目戸籍住民基本台帳費、12節の委託料でございます。住民基本台帳システム改修委託料、こちらはマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に対応するための改修費用となります。全額国庫補助金となります。詳細につきましては、補足説明資料2ページをご覧くださいと思います。

こちらのページから次のページにかけてになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、2項の児童福祉費、町長からの説明もございましたが、令和4年度のそれぞれの事業費で確定したことによります。国、県からの補助金、負担金、交付金の返還金を計上いたしました。

244、245ページの1項6目保健福祉総合センター管理費でございます。10節需用費、ポーチ屋根の修繕費用などを計上させていただきました。

続きまして、246、247ページをお願いいたします。2項5目多世代交流館事業費の12節委託料でございます。きらり屋外遊具施設整備計画実施業務委託料、今年度から整備を進めております屋外施設の遊具設置に向けた委託となるものでございます。詳細につきましては、補足説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

4款衛生費、1項7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費でございます。こちらから次のページにかけてになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を追加いたしました。詳細につきましては、補足説明資料2ページをご覧くださいと思います。

248、249ページでございます。6款農林水産業費の2項2目林業振興費の10節需用費でございます。林道等修繕料追加、こちらはいずれもぎきマラソンに向けての林道の修繕費用となります。

7款商工費、1項5目天領の里管理費の14節の工事請負費でございます。レストラン厨房空調設備の修繕工事となります。詳細につきましては、補足説明資料3ページをご覧くださいと思います。

8款土木費の5項1目住宅管理費でございます。町営住宅関連の修繕費用を計上させていただいております。

3目の住宅環境整備費、18節の負担金補助及び交付金、こちらは町住宅リフォーム助成金を2件分追加となるものでございます。

続きまして、250、251ページをお願いいたします。9款消防費の1項3目消防施設費、27節の繰出金でございます。物価高騰によりまして工事費の不足によりまして追加となるものでございます。

10款教育費、2項1目学校管理費、12節の委託料です。来年度設置を予定しております4階小ホール、図工室等の空調設備の設計委託となります。詳細につきましては、補足説明資料3ページをご覧くださいと思います。

3目学校給食費の10節需用費です。物価高騰によりまして食材が値上がりしているため、追加するものでございます。

3項1目学校管理費の10節需用費、施設修繕料、こちらは吹奏楽部の地域移行に伴う校舎の修繕費用となるものでございます。

3目学校給食費の10節需用費、小学校費と同様で、物価高騰による食材の値上がりに対応する追加ということでございます。

252、253ページをお願いいたします。5項2目体育施設費の12節の委託料でございます。いずれもぎマラソン関連のコースの整備費用となるものでございます。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。238、239ページです。16款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、2項3目の衛生費国庫補助金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種関係の負担金及び補助金となります。

2項1目総務費国庫補助金、こちらは住民基本台帳システム改修のための補助金となります。

7目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらは燃料費購入等助成事業に充当いたします。

20款繰入金、1項1目基金繰入金、同ページの一番下でございます前年度繰越金を全額計上させていただいたため、基金の繰入れを減額しているものでございます。9月補正後の基金繰入れ予算額としましては2億4,879万2,000円となります。令和5年度末の現在高になりますが、19億6,392万1,000円となる予定でございます。

それから、2項特別会計繰入金、1目の介護保険事業特別会計繰入金は、令和4年度の精算に伴う繰入れとなります。

続きまして、240、241ページをお願いいたします。23款町債の1項8目臨時財政対策債、こちらにつきましては県から内示いただいた額に合わせたものでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質

疑はありませんか。

9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） 243ページ、2款総務費の8目地域おこし協力隊活動費の13節使用料及び賃借料に住居借上料30万とありますけれども、その詳細を伺いたいと思います。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 22日の全員協議会でちょっとお話しさせていただこうと思っておりましたが、今年度募集しておりました地域おこし協力隊の方の任用が決まりまして、12月1日から着任していただくということになりました。そちらの方のお住まいを民間の住宅を町が借り上げまして、そちらのほうに住んでいただくということで、4か月分の賃借料を計上させていただいたということでございます。地域おこし協力隊につきましては、全員協議会のときにまた詳細を述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） 9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） ありがとうございます。今民間のということは、アパートか何かだと思うのですが、4か月分というのは入居の費用と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 民間のアパートではなくて、一般の住宅をお借りする関係がございまして、それでちょっと費用的にこのぐらにかかるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） ありがとうございます。

あともう一つ、247ページ、3款民生費ですか、その5目多世代交流館事業費の11節の役務費の中にバス広告料追加とありますけれども、これは今子育て応援宣言のデザインバスが走っていると思うのですが、そのバスの広告料の追加なのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 今回の増額分の予算でございますが、当初のバス広告につきましては、6月から11月の6か月分の契約で当初予算に計上しておるものでございます。今回の補正で12月から3月、4か月分を追加するというところでございます。

以上であります。

○議長（三輪 正） 9番、小黒議員。

○9番（小黒博泰） ありがとうございます。私、実際走っていると一回も見たことないので、大変申し訳ないのですが、そうやって広告料がかかるのはしょうがないということであれですが、せっかくデザインしたバスなので、少しでも長い間町のために広告できるように頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

8番、島議員。

○8番（島 明日香） 251ページの10款3項の施設修繕料追加のことなのですが、先ほど吹奏楽部の地域移行のためにおっしゃっていましたが、具体的にどんな施設修繕が行われるのでしょうか。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今ほどのご質問、中学校費の学校管理費でございます。具体的な修繕の内容といたしましては、中学校の管理棟部分、教務室のある棟のほうです。その2階の一番奥に音楽室がございます。その音楽室、現在は教頭先生が土曜日、休日の講師として入っていただいているので、学校全体のセキュリティーを解除して音楽室に入るといような格好なのですが、それですと今後先生がいらっしゃらなくて地域の方々だけで音楽室で活動を行うという部分でちょっと不具合が出る可能性がございますので、1階部分と2階部分の後ろのほうの階段の手前のところに軽量シャッターをつけまして、出入口は技術室側の扉をもって出入りをするといようなことで、セキュリティー自体を1階、2階ともに音楽室に係る部分のみのセキュリティーで賄えるような格好、ほかはセキュリティーは解かないといようなことで、人が入れないといようなことで施設のほうを改修をして、円滑に安全に活動をしてもらいたいということです。端的に言いますと、1階、2階部分の施設を区切る軽量シャッターを設置するといことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時36分）

○議長（三輪 正） 会議を再開します。

（午前10時45分）

◎議案第60号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第60号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第60号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、前年度の精算に基づき、5款の基金積立金に1,102万7,000円を追加しまして介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款の諸支出金に国庫支出金等返還金2,987万5,000円、一般会計繰入金645万円を計上しております。

一方、歳入予算では、7款の繰入金に一般会計繰入金8万7,000円を追加しまして、8款の繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,735万2,000円を追加いたしまして、予算総額を6億8,235万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の191ページをお願いいたします。歳出予算では、前年度の精算に伴い、5款基金積立金に1,102万7,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるものであり、これによりまして同基金の年度末残高は1億2,857万1,000円となる見込みです。

また、7款諸支出金に前年度の国庫支出金等の返還金を計上しております。介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金交付金が過大交付となったため、返還するものです。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第61号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第61号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をされました議案第61号の簡水の特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、配水管の自然漏水等に対応するため、維持管理費の施設修繕料及び修繕の工事費を追加いたしました。配管布設整備費では、川西浄水場の運用を開始しておりますが、設備の適正管理のため、配水管が合流する箇所の仕切り弁を電動化する管路工事費を追加いたしまし

た。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,670万円を追加いたしまして、予算総額を1億9,511万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、203ページをお願いいたします。維持管理費の需用費に、配水管、給水管の自然漏水などに対応するため、施設修繕料を追加いたしました。

14節工事請負費は、小木地内の水管橋修繕費として追加いたしました。

配管布設整備費の工事請負費です。消火栓取替え工事は、市野坪地内で2基取替えの計画でございますが、工事費積算の結果、不足いたしましたので、追加いたしました。管路工事費の追加1,100万円でございます。

補正予算説明資料の最後のページ、平面見取図をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。現在は、川西浄水場の受水槽に大釜谷浄水場からの送水を受けまして、大門配水池に水を上げております。図面の真ん中辺り、電動弁設置とあります箇所に現在は仕切り弁、バタフライ弁でございますが、これが設置してございます。大釜谷浄水場からの送水によりましてこの仕切り弁が閉じまして、大門配水池から下りてくる水を止めて、スムーズに大釜谷浄水場からの送水を受水槽に入れる計画でございましたが、大釜谷浄水場から送る送水ポンプの圧力と大門配水池から下りてくる水圧とさほど差がなく、仕切り弁の閉じ方が甘くなっております。大門配水池から下りてくる水も若干受水槽に入っております。仕切り弁を正常に作動させるため、電動弁に交換する工事費の追加でございます。

201ページをお願いいたします。歳入ですが、水道施設費分担金は、現在までの実績による追加でございます。

一般会計繰入金は、消火栓取替え工事費追加によるものでございます。

運営準備基金繰入金と一番下の簡易水道事業債は、管路工事の財源として計上しております。

前年度繰越金は、数字を整理いたしました。

雑入の消費税還付金は、確定申告により還付となりましたので、計上しております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三輪 正） 日程第20、議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第21、議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をされました議案第62号及び議案第63号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

現在固定資産評価審査委員会委員をお願いしておりますところの黒重幸氏と中野正和氏が令和5年10月3日をもって任期満了を迎えます。引き続き兩名を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意をお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。

最初に、議案第62号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第63号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号及び議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第62号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第63号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

最初に、議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（三輪 正） 日程第22、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には松浦範夫氏、田口正男氏、渡邊モト氏、安達伸明氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員に第1順位、安藤直之氏、第2順位、坂下浩平氏、第3順位、比金義朗氏、第4順位、大谷浩栄氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま順位を付して議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時01分)